

## 日本レーザー歯学会認定医制度施行細則

第 1 条 日本レーザー歯学会認定医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各項に従うものとする。

第 2 条 日本レーザー歯学会認定医委員会（以下、委員会という）は、細則の運営にあたり、委員会小委員会を設置することができる。委員会小委員会は委員の互選により定める。

（会議）

第 3 条 委員会の開催等は以下に定めるとおりとする。

- (1) 委員会は年 2 回以上開催する、但し必要あるときは適宜開催することができる。
- (2) 会議の議長は委員長が務める。委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代行する。
- (3) 委員会は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (4) 議事は出席委員の過半数の賛成により決定し、賛否同数の場合は委員長がこれを決する。
- (5) 委員長が必要と認めるときは委員以外の者を会議に出席させることができる。

（業務）

第 4 条 委員会の業務は以下のとおりとする。

- (1) 認定研修施設の適否の判定
- (2) 認定研修課程内容の基準作成
- (3) 指導医の資格の適否の判定
- (4) 認定医資格申請者の申請資格の判定
- (5) 認定医試験の問題作成、試験の実施、合否の判定
- (6) 認定医研修会の立案と実施

（申請書等）

第 5 条 委員会に提出する申請書等の書類は日本レーザー歯学会（以下、学会という）の定めた様式による。

（学会の認める他の学会および学術刊行物）

第 6 条 (1) 他の学会とは、日本学術会議に登録している専門学会をいい、研修会とは日本歯科医師会生涯研修事業で認められている研修会・講演会をいう。  
(2) 学会の認める学術刊行物とは、大学または日本学術会議に登録している専門学会の発行する雑誌ないしは学会の認める国際学会の学術雑誌をいう。  
(3) 日本レーザー医学会および World Federation for Laser Dentistry は日本レーザー歯学会に準ずるものとする。

（登録・公表）

第 7 条 学会は、申請に基づき認定医登録を行い、認定証を交付し、日本レーザー歯学会誌に認定医氏名を掲載し、総会で報告する。

（研修会）

第 8 条 委員会は、認定医の学識向上のため認定医研修会を開催する。

- (1) 認定医研修会の開催は、年 1 回以上とする。
- (2) 研修会の実施に関しては、委員会において立案し、理事会に報告する。
- (3) 研修会に参加した認定医は、所定の単位を取得することができる。

(4) すべての学会会員は研修会に参加することができる。

(認定医申請・更新時の取得単位の基準)

第 9 条 認定研修の内容は次の 4 項目からなり、研修単位を次のとおり定める。なお、学術集会の出席単位は、日数・時間にかかわらず 1 開催 1 回とする。

また、日本レーザー歯学会認定医講習会への 1 回以上の参加を必須とする。

(1) 日本レーザー歯学会の学会活動

日本レーザー歯学会学術大会参加	1 開催	10 単位
日本レーザー歯学会認定医講習会参加	1 開催	3 単位
日本レーザー歯学会歯科用レーザー安全講習会	1 開催	3 単位
日本レーザー歯学会学術大会での発表	筆頭演者	1 回 10 単位
	共同演者	1 回 5 単位
日本レーザー歯学会誌での発表	筆頭著者	1 編 10 単位
	共同著者	1 編 5 単位

(2) 他の学会での活動

日本歯科医学会総会	1 回	3 単位
他の学会または研修会への参加	1 回	1 単位
他の学会におけるレーザー歯学関連事項の報告、論文発表	1 編	1 単位

(3) 教育

教育施設での講義 1 年 3 単位  
(1) 施設において 1 年 3 単位とし、年間 6 単位を限度とする)

(4) 歯科医師会などでの学術講演 1 回 3 単位  
(1 回 3 単位とし、年間 6 単位を限度とする)

(認定医資格更新)

第 10 条 規則第 16 条に規定された認定資格の更新にあたっては、認定期間 5 年間に 50 研修単位以上を取得することとする。

ただし施行細則第 9 条 (1) にかかわる研修単位は 25 単位以上であること。

第 11 条 規則第 16 条により認定医の認定更新をしようとする者は、認定医更新申請書 (第 9 号様式)、業績目録 (4, 5 号様式) に更新手数料を添えて、委員会に提出しなければならない。

2. 認定更新の申請は、認定失効期日の 1 年前から行うことができる。

(指導医の期間および終身認定医)

第 12 条 指導医の期間および終身認定医は以下のとおりとする。

2. 指導医は、その業務を遂行できる限り終身資格を継続することができる。

3. 認定期間中に満 63 歳に達したものの、または満 63 歳以後に資格を認定された者は、資格の更新にあたり、本人が希望すれば更新免除申請書を委員会に提出することにより規則第 16 条の適用を受けない。以後は終身認定医として認定される。

(申請料など)

第 13 条 本制度の施行にかかわる諸手数料は次のように定める。

(1) 認定申請料 (認定医・指導医)	1 万円
(2) 審査	2 万円
(3) 登録料	2 万円
(4) 更新手数	2 万円

第 14 条 既納の認定申請料，審査料，登録料および更新手数料は，いかなる理由があっても返還しない。

(財務)

第 15 条 この制度の実施・運営にあたり，財務は学会会計から分離した特別会計によって処理するものとする。

(細則の変更)

第 16 条 この細則の改訂については，委員会の議を経て理事会で承認を得なければならない。

付 則

1. この細則は 2001 年 4 月 1 日に制定し，この日をもって施行する。
2. この細則は 2003 年 11 月 27 日に改正し，この日をもって施行する。
3. この細則は 2009 年 2 月 13 日に改正し，この日をもって施行する。
4. この細則は 2009 年 11 月 21 日に改正し，この日をもって施行する。